

令和2年度社会福祉法人役員 及び幹部職員研修会

~~日時：令和2年5月27日(水) 13:00～~~

~~場所：松阪市農業屋コミュニティ文化センター~~

※中止

本日の内容

第1． 令和2年度監査方針について（…資料1）

第2． 社会福祉法人制度改革等に関する留意事項について

第3． 三重労働局及び三重県福祉行政主管課による行政説明（…資料2）

第4． 社会福祉法人の運営にかかる留意事項及び令和元年度社会福祉法人監査等の指摘例について（…資料3）

第1. 令和2年度監査方針について

・ 資料1

(＝令和2年度社会福祉法人・施設等指導監査実施方針等)

・ 但し、社会福祉施設監査については、上記の方針に関わらず、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の状況をふまえ、感染防止の観点から、当面の間、
実地監査は行わず、提出された監査資料を確認することで書面監査に代えることとします(※社会福祉法人監査は当面延期します)。

・ 書面監査の結果によっては、新型コロナウイルスの収束の状況を見極めたうえで、後日、確認監査等を行う場合がありますので、ご了承ください。

第2. 社会福祉法人制度改革等に関する留意事項について

※厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料（令和2年3月4日）（資料5・福祉基盤課）（*1）より抜粋

第2-1. 社会福祉法人制度改革について

- ・平成28年3月「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立
 - 組織経営のガバナンス強化
 - 事業運営の透明性の向上
 - 財務規律の強化
 - 地域における公益的な取組の責務化
 - 行政の関与の在り方の見直し

※今後も着実な実施をお願いします！

第2-2. 令和元年度末までの評議員の経過措置に係る対応について)

- ・ 法改正に伴う評議員の必置化
→経過措置により、平成27年度の収益が4億円以下の法人について、4名以上とすることが可能（令和2年3月末まで）

※経過措置適用法人については、期間中に評議員を確保することが必要でしたが、新型コロナウイルスの発生に伴う影響等により、選任手続きが遅れている法人については、対応が可能になり次第、速やかに手続きを行ってください。

第2-3. 特定社会福祉法人における会計監査人の設置義務等について

会計監査人の設置義務法人（＝特定社会福祉法人）・・・前年度決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億超又は法人単位貸借対照表中の「負債の部」の「負債の部の合計」が60億超の法人。

→当初、平成31年度から収益20億超又は負債40億超への引き下げが予定されていましたが、延長されています。

※引き下げ時期は未定です。国からの情報が入り次第、各所轄庁から連絡させていただきます。

第2-4. 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

・社会福祉充実残額については、法55条の2の規定に基づき、毎会計年度、算定が必要です。

→令和2年度版「社会福祉充実残額算定シート」を活用し試算

→充実残額が生じる場合は、規模や用途を明らかにした「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに所轄庁あて承認を申請

→過去に策定した充実計画の変更を行う場合は、変更承認手続き等が必要

※具体的な事務処理については、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」(*2)及び「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A」(*3)を参照のこと。

第2-5. 「地域における公益的な取組」の推進について

・ 法第24条第2項の規定により、全ての法人は「地域における公益的な取組」を積極的に提供するように努力義務が課せられています。

→ 具体的な取組にあたっては、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(*4) 及び「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」報告書(*5)も参考にしてください。

→ これらを参照のうえ、積極的な提供を行っていたら、必ず現況報告書(項目11-2)にその内容を記載してください。

第2-6. 法人に対する指導監査の実施について

- ・各所轄庁は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」において定める「指導監査ガイドライン」（*6）に基づき、指導監査を実施。

- ・例年6月頃に厚労省主催担当者研修（※都道府県職員対象）が開催され、指導監査等にかかる留意事項が示されますが、令和2年度は開催が延期されています。

→内容が示され次第、各所轄庁から適宜情報提供を行う予定です。

第2-7. 会計専門家による支援について

・「会計監査及び専門家による支援等について」(*7)に基づき、会計専門家による支援を受ける場合は、法人の事業規模等に応じて以下のとおり実施してください。

①将来的に会計監査人設置義務法人となることが見込まれる大規模法人等

→法人の財務会計に関する内部統制の向上に対する報告（通称別添1）を受けける支援

②適切な財務会計の運用支援が必要とされる比較的小規模な法人等

→法人の財務会計に関する事務処理体制の向上に対する報告（通称別添2）を受けける支援

・①又は②に該当する場合（＝所定の報告書の提出を受けている場合）は、現況報告書（項目14）に記載してください。

※これらの支援を実施した場合には、一般監査の実施周期の延長等を行う場合があります。

第2-8. 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

・社会福祉法人は、毎会計年度終了後、3月以内に、福祉医療機構が運用している財務諸表等電子開示システムにより、計算書類等を所轄庁に届け出るとともに、インターネット上に公表することが必要です。

○令和2年度運用スケジュール

- ・4月1日～ 入力シートのダウンロード
- ・4月1日～6月30日 入力シートの入力、保存、提出

※入力及び所轄庁への届出はお早めに！ (6月末期限厳守)

※入力にあたっては、WAMNETの「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム連絡板」に掲載されている「はじめてガイド」及び「操作説明書」を参照してください。

第2-9. 「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」等について

- ・福祉ニーズの複雑化、多様化に対し、社会福祉法人が、地域において良質な福祉サービスの提供を提供し、高まる期待に応えるためには、各法人が円滑に連携・協働できる環境整備が重要

→「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」が報告書（*8）を公表。

○主な提言内容

- ・社会福祉法人を中核とする法人間連携制度の創設

→社会福祉連携推進法人の創設（施行期日は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の公布日から2年の範囲内）

- ・希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

→法人向け合併等ガイドラインの策定（国が策定中）

第2-10. 社会福祉施設等の防災対策等について

(1) 災害福祉支援ネットワークの構築及びDWATの設置について

「災害派遣福祉チーム (DWAT)」とは…災害時に、高齢者や障がい者、子どもといった災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所における生活機能低下の防止を図るための支援等を行います。

→三重県では、県と県内の福祉関係団体が令和2年3月に協定を締結しました。今後、DWATチーム員の募集、研修、訓練等を行い、早期にDWATを派遣できる体制を整備していきます。

第2-10. 社会福祉施設等の防災対策等について

(2) 社会福祉施設等の被災状況の把握等について

・ 災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧等、必要な措置を速やかに講じていくことが必要です。そのためにも可能な限り迅速な情報収集が重要であることから、予め被災状況の把握方法等について定めておく必要があります。

→ 被災時には、速やかに三重県及び各市町に対して被災状況の報告をお願いします。

第2-10. 社会福祉施設等の防災対策等について

(3) 社会福祉施設等の土砂災害対策・津波対策の徹底等について

・近年の災害の発生等をふまえ、洪水等の浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内にある施設等については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられました。

※参考資料

「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」 (*9)

「水害・土砂災害にかかる要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」 (*10)

「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について」 (*11)

第2-10. 社会福祉施設等の防災対策等について

(4) 社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）等について

- ・ 災害時の事業継続のために「事業継続計画（BCP）」を策定しておくことが有効です。

→BCPの策定にあたっては、「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」(*12)における点検項目を参照してください（今後別途、厚労省研究事業の成果物としてBCPの様式が作成される予定です）。

- ・ 社会福祉施設等は、入所者及び施設職員の概ね3日間の生活に必要な食料等を備蓄しておくよう努めてください。

- ・ 被災時には、適宜、電源車や給水車の支援要請を検討してください。また、医療的配慮が必要な入所者等については、必要に応じて協力病院等に一時避難を依頼できるよう、平時から連絡調整等を行ってください。

第3. 三重労働局及び三重県福祉行政主管課による行政説明

1. 労働条件等に関する留意事項について
 - ・ 働き方改革関連法を中心とした要点解説
(**資料2**)

※資料の内容についてご不明な点がございましたら、三重労働局またはお近くの労働基準監督署にご相談ください。

第4．社会福祉法人の運営にかかる留意事項及び令和元年度社会福祉法人監査等の指摘例について

第4-1. 法人運営にかかる留意事項について

(1) 令和2年度社会福祉法人認可ハンドブックについて

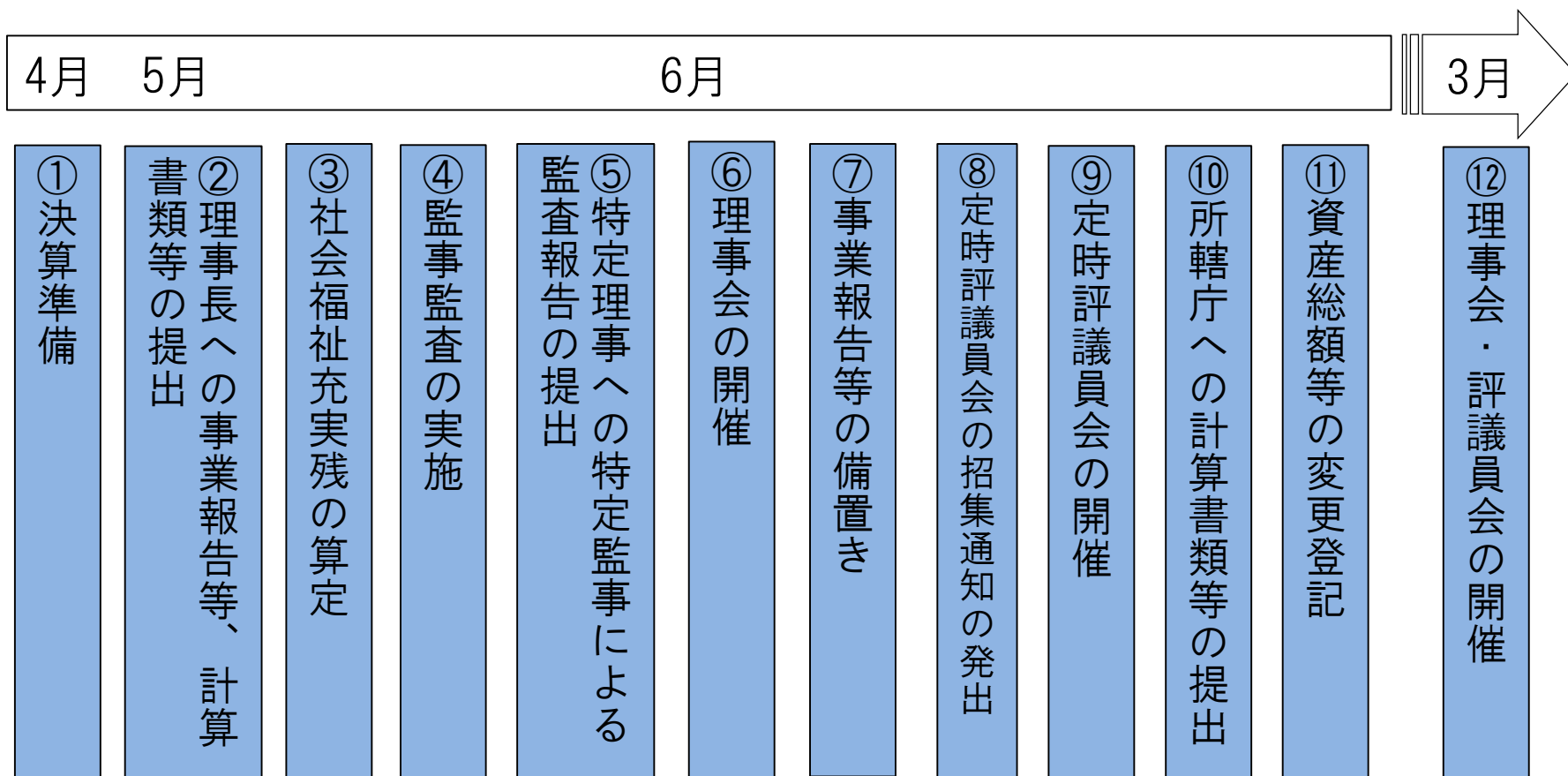
資料3

→令和元年度ハンドブックからの主な変更点は以下のとおりです。

- ・読みやすくなるように構成等の見直しを図りました。
- ・「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」による社会福祉法の改正により、社会福祉法人の評議員及び役員の欠格条項が見直されましたので、所要の改訂を行いました。

第4-1. 法人運営にかかる留意事項について

(2) 法人運営に係る基本的な事務処理の流れ



事項	説明	根拠法令
①決算準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎会計年度終了後、3カ月以内に事業報告書、計算書類及び附属明細書、財産目録を作成 ・ 令和2年4月1日から財務諸表電子開示システム入力フォームダウンロード可→エラーチェック活用のこと 	法45条の27②
②理事長への事業報告等、計算書類等の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告等、計算関係書類及び財産目録の理事長への提出 	経理規程
③社会福祉充実残額の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉充実残額の算定、届出（充実残額がある場合は充実計画の作成） 	法55条の2
④監事監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務監査及び会計監査の実施、監査報告の作成 	法45条の28
⑤特定理事への特定監事による監査報告の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日、計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日、特定理事及び特定監事が合意により定めた日がある場合はその日までに、監査報告の内容を通知しなければならない 	施行規則2条の28①
⑥理事会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の事業報告書、計算書類、附属明細書、財産目録は毎会計年度終了後、3カ月以内に理事行において作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を得なければならない。 	法45条の28③

事項	説明	根拠法令
⑥理事会の開催	・ 定時評議員会の議案は、予め理事会で決議により定め、招集通知に記載することが必要	法45条の9⑨、法43条
⑦事業報告等の備置き	理事会後、事業報告等、計算関係書類及び監査報告を備置き（定時評議員会の日の2週間前の日から5年間）、閲覧に供さなければならない。	法45条の32
⑧定時評議員会の招集通知の発出	・ 定時評議員会の招集通知とともに、計算書類、事業報告、財産目録、監査報告を提供。	法45条の29、施行規則2条の38
⑨定時評議員会の開催	・ 計算書類及び財産目録の承認、事業報告の報告等	法45条の30
⑩所轄庁への計算書類の届出	・ 計算書類及び事業報告、これらの附属明細書、監査報告、財産目録等（財務諸表電子開示システムで全て対応）	法59条
⑪資産総額の変更登記	・ 毎事業年度末日現在の資産総額の登記を、事業年度終了後3カ月以内に行う。	組合等登記令3条3項
⑫理事会・評議員会の開催	・ 法人の事業計画及び収支予算書は、毎会計年度の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認（理事会の決議を受けて評議員会の承認）を受けなければならない。	定款

第4-1. 法人運営にかかる留意事項について

(3) 理事会 決議を省略する場合の手続き について

① 議題の提案（定款の定めがある場合のみ可）

・ 理事の1名が他の理事及び監事に対し、決議の省略を行う議題に関する 提案書を文書等で送付

② 理事の同意・監事の確認

・ 提案を受けた理事等は、議題を確認のうえ、同意書（理事）又は確認書（監事）を文書等で提出

③ 決議があったものとみなされる日

・ 全員分の同意書等を受領した時点で決議があったものとみなされる

④ 議事録の作成

・ 所定の事項（理事会の決議があったものとみなされた日、決議事項提案理事の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録を作成した理事氏名）を記載した 議事録を作成

※ 提案書や議事録の参考様式を、三重県福祉監査課のホームページに掲載していますので、参考にしてください。

第4-1. 法人運営にかかる留意事項について

(4) 役員等の改選手続きについて

- ・ 社会福祉法人の現評議員の多くは、次年度の定時評議員会（令和3年6月）までの任期になっていると思います。したがって、原則として令和3年6月の定時評議員会までに評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員を選任することが必要です。
- ・ 選任方法（＝評議員・選任解任委員会の開催方法等）が法人によって異なるため、対応を一律にお示しすることは困難ですが、選任方法がわからない場合は、各所轄庁にお問い合わせください。

第4-2. 令和元年度社会福祉法人監査等の指摘例について

(1) 児童福祉施設（児童福祉法第46条第1項による一般指導監査）で指摘の多かった項目（文書指摘延べ838件中）

- ・ 定期の健康診断の実施等 55件
- ・ 苦情受付窓口の掲示 39件
- ・ 事故防止の取組 96件
- ・ 保育の計画及び評価 16件
- ・ 乳幼児突然死症候群の防止 12件
- ・ 管理規定、経理規程等の整備 22件
- ・ 配置基準に基づく職員確保 20件

第4-2. 令和元年度社会福祉法人監査等の指摘例について

(1) 児童福祉施設（児童福祉法第46条第1項による一般指導監査）で指摘の多かった項目（文書指摘延べ838件中）

- ・ 給与規程等の各種規程の整備 73件
- ・ 労働基準法等関係法規の遵守 129件
- ・ 職員の健康管理の実施状況 50件
- ・ 消防用設備等の定期点検 33件
- ・ 非常災害計画の策定状況 22件
- ・ 消火訓練及び避難訓練の実施 108件

第4-2. 令和元年度社会福祉法人監査等の指摘例について

(2) 障害福祉施設、老人福祉施設（社会福祉法第70条及び老人福祉法第18条第2項による一般指導監査）で指摘の多かった項目（文書指摘延べ367件中）

- ・ 事故防止の取組 14件
- ・ 虐待防止の取組 18件
- ・ 施設運営に必要な諸規定、帳簿の整備 70件
- ・ 労働条件の改善 51件
- ・ 防災対策の充実強化 71件

第4-2. 令和元年度社会福祉法人監査等の指摘例について

(3) 社会福祉法第56条第1項による一般指導監査（県所轄法人分、指導監査が卜`ラインに基づき分類）で指摘の多かった項目（文書指摘延べ38件中）

大項目	中項目	小項目	指摘例
I 法人 運営	1 定款		
	2 内部管理体制		
	3 評議員・ 評議員会	(1) 評議員の選任	・ 欠格事由等申立書無し等3件
		(2) 評議員の招集・運営	・ 日時等が理事会未決議4件
	4 理事	(1) 定数	
		(2) 選任及び解任	・ 欠格事由等申立書無し等4件
		(3) 適格性	

第4-2-(3). 令和元年度社会福祉法人監査等の指摘例について（社会福祉法第56条第1項による一般指導監査）

大項目	中項目	小項目	指摘例
I 法人 運営	4 理事	(4) 理事長	
	5 監事	(1) 定数	
		(2) 選任及び解任	・ 選任時に監事の過半数同意無等7件
		(3) 職務・義務	
	6 理事会	(1) 審議状況	・ 職務の執行状況報告無等2件
		(2) 記録	
		(3) 債権債務の状況	
	7 会計監査人		

第4-2-(3). 令和元年度社会福祉法人監査等の指摘例について（社会福祉法第56条第1項による一般指導監査）

大項目	中項目	小項目	指摘例
Ⅰ 法人運営	8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	(1) 報酬	
		(2) 報酬等支給基準	
		(3) 報酬の支給	
		(4) 報酬等の総額の公表	
Ⅱ 事業	1 事業一般		
	2 社会福祉事業		
	3 公益事業		
	4 収益事業		

第4-2-(3). 令和元年度社会福祉法人監査等の指摘例について（社会福祉法第56条第1項による一般指導監査）

大項目	中項目	小項目	指摘例
Ⅲ 管理	1 人事管理		
	2 資産管理	(1) 基本財産	
		(2) 基本財産以外の財産	
		(3) 株式保有	
		(4) 不動産の借用	
	3 会計管理	(1) 会計の原則	
		(2) 規程・体制	・ 経理規程違反等2件
		(3) 会計処理	・ 会計処理誤り等2件

第4-2-(3). 令和元年度社会福祉法人監査等の指摘例について（社会福祉法第56条第1項による一般指導監査）

大項目	中項目	小項目	指摘例
Ⅲ 管理	3 会計管理	(4) 会計帳簿	
		(5) 附属明細書等	
	4 その他	(1) 特別の利益供与の禁止	
		(2) 社会福祉充実計画	
		(3) 情報の公表	・ 役員等名簿等未公表等3件
		(4) その他	・ 登記遅れ等2件

第4-2. 令和元年度社会福祉法人監査等の指摘例について

- ・ 三重県福祉監査課のホームページに監査資料（＝自己点検表）を掲載していますので、適宜、法人運営及び施設運営について自己点検をしていただくことをお勧めします。

（特に指摘事項の多い項目については、ご注意ください）

○参考資料等

(*1) 「厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料（令和2年3月4日）資料5」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

(*2) 「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成29年1月24日付社援発0124第1号等、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）

(*3) 「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A」（vol.3）（平成30年1月23日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

(*4) 「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成30年1月23日付社援基発0123第1号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

(*5) 「「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」報告書」（平成30年度社会福祉推進事業、地域における公益的な取組に関する委員会）

(*6) 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」
(平成29年4月27日付、社援発0427第1号、厚生労働省社会・援護局長等連名通知) ※平成30年4月16日一部改正

(*7) 「会計監査及び専門家による支援等について」(平成29年4月27日付社援基発0427第1号等、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

(*8) 「「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」報告書」(令和元年12月13日)

(*9) 「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」(平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課)

(*10) 「水害・土砂災害にかかる要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(平成29年6月厚生労働省・国土交通省)

(*11) 「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について」 (令和元年6月17日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長等関係各課連名通知)

(*12) 「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」 (平成30年10月19日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課等関係各課連名通知)